

2022 March

3

No.865

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■神埼市 城原川

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 社会保険手続きは電子申請でカンタンに! 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか? 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 退職後の健康保険加入のご案内 4
- ・ 退職された方、扶養から外れたご家族の保険証は必ず回収ください 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 健康保険と年金に関する主な書類の提出先 7
- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆さまへ

社会保険手続きは 電子申請でカンタンに!

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

なお、2020年4月から特定の事業所について電子申請の義務化が始まっています。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

? 電子申請のメリットは?

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。郵送費などのコスト削減も期待できます。

? 手数料はかかりますか?

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

? 電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。

電子申請がいちばん早い!

電子申請を利用すると紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理されます。例えば、保険証は紙で申請するより3~4日早く届きます。ぜひ電子申請をご利用ください!



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

電子申請のご利用方法

1 STEP GビズID^{※1}のアカウント取得

2 STEP 申請データの作成

3 STEP 届書作成^{※2} プログラムから申請

※1 GビズIDとは1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

※2 届書作成プログラムとは届書を簡易に作成・申請できるプログラムで日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。



「GビズID」の詳細内容、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。

GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

初めて電子申請を利用される方は

電子申請ご利用案内動画をご覧ください

日本年金機構ホームページに、初めて電子申請をする方向けの「電子申請ご利用案内動画」を掲載しております。

提出にあたりご不明な点は

電子申請相談チャットをご利用ください

日本年金機構ホームページに、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする電子申請相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応しています。

お電話での電子申請のご利用に関するお問合わせ先はこちらです

《ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構 電子申請・電子媒体申請照会 窓口)》

0570-007-123 (ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6837-2913 → 「2番」をお選びください

受付時間

月~金曜日 8:30~19:00 / 第2土曜日 9:30~16:00

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金保険に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、ご自身で国民年金への加入手続きが必要です。また、その方に扶養されていた配偶者が60歳未満の場合についても同様です。※国民年金は国内に住所を有する方が対象です。
- 再就職された場合であっても、退職した日から再就職した日までの間が空いてしまった場合は、その間の加入手続きが必要です。
- 国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。



保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

- 退職後、納付が困難な場合は、申請していただくことにより納付猶予または全額、もしくは一部免除（失業による特例認定）を受けられることがあります。
※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の前年所得が一定以上ある場合は、該当しないことがあります。
※納付猶予とは、50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。
- 学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。
※対象となる学校については、年金事務所へお問い合わせください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当程度下がった場合は臨時特例措置による申請が可能となりました。
※令和2年2月から令和4年6月まで対象となります。
詳細は年金事務所へお問い合わせください。



国民年金の加入手続きをされる場合や、申請免除を希望される場合は、お住いの市役所・町役場の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL 0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください（音声途中でも可）。

お客様相談室：①

国民年金課：②

厚生年金適用調査課：③

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和4年3月分保険料の納付期限は令和4年5月2日(月)です。

退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には、「健康保険任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの選択肢があります。保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部(郵送手続き)	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族の勤務先にお問い合わせください。
加入条件	①退職までに被保険者期間が 継続して2か月以上 あること かつ ②退職日の翌日から 20日以内 に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること(必着)		
保険料の決定方法	退職時の標準報酬月額(上限30万円)×住所地都道府県の保険料率		
加入期間	最長で2年間 ただし、以下の理由に該当したときは、2年経過前であっても資格を喪失します。 ①就職など健康保険等の被保険者資格を取得したとき ②保険料を納付期限までに納付しなかったとき ③被保険者の方が亡くなったとき ④後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき NEW!!⑤任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき		

お急ぎの方は

- ◆ 申請書に直接、退職日の事業主証明を受ける
または
- ◆ 退職日の確認できる証明書を申請書に添付する
 - ・事業主様が証明した退職証明書写し
 - ・雇用保険被保険者離職票写し など ⇒ 保険証の交付が早くなります。



令和4年1月 任意継続被保険者制度が改正されました

被保険者(ご本人)の生活実態に応じた加入期間の短縮化を支援する観点から、任意継続被保険者の資格を任意脱退できるようになりました。

改正前

「国民健康保険」または「ご家族の健康保険（被扶養者）」に加入するという理由で資格を喪失することはできませんでした。

改正後

(令和4年1月1日~)

左記の理由においても、被保険者でなくなることを希望する旨を協会けんぽに申し出た場合には、申出が受理された日の属する月の翌1日に資格を喪失できるようになりました。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

<事業所のご担当者様へのごお願い> 退職された方、扶養から外れた ご家族の保険証は必ず回収ください

加入者の方

会社へ速やかに保険証をご返納ください。

事業主の方

- ①退職者(および被扶養者)の保険証を回収
- ②「資格喪失届」「被扶養者(異動)届」に保険証を添付のうえ、日本年金機構福岡広域事務センターへご提出ください。

※保険証が回収できなかった場合は、資格喪失届等に「被保険者証回収不能届」を添付いただき、**被保険者の連絡先を必ず記入してください。**



当協会では保険証の未返納者に対し、資格喪失(扶養解除)後1か月以内に2回の保険証返納催告をご本人に実施しています。事業所からの返納が遅れると、保険証返納済の方へ催告を行うこととなるため、回収された保険証については速やかに送付いただくようお願いいたします。



**被保険者は資格喪失日から、
被扶養者は扶養解除日から
保険証の使用はできません。**

◆ 被保険者の資格喪失日とは・・・

- ①退職日などの翌日(適用事業所に使用されなくなった日の翌日)
- ②75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ③死亡した日の翌日

◆ 被扶養者の扶養解除日とは・・・

- ①被保険者の資格喪失日(上記①～③)
- ②就職・婚姻などにより扶養から外れた日
- ③75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ④死亡した日の翌日

資格がなくなった保険証を使用してしまったらどうなる?

資格がなくなっている保険証で医療機関を受診した場合、後日、協会けんぽが負担した医療費を返していただくことになります。

3月、4月は窓口が大変混雑いたします。

新型コロナウイルス感染のおそれを軽減するため、各種お手続きは郵送にてお願いいたします。

また、ご相談もお電話にてお願いいたします。

すべての申請は郵送にてお手続きいただけます。

メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





令和4年度

社会保険事務講習会のご案内

『入社・退職時の手続き』

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます。

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。
【初級編】

地区	日時	会場	地区	日時	会場
鳥栖会場	令和4年3月4日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐賀会場	令和4年4月14日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
佐賀会場	令和4年3月9日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	唐津会場	令和4年4月18日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
武雄会場	令和4年3月11日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	武雄会場	令和4年4月21日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	令和4年3月14日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	鳥栖会場	令和4年4月22日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師●社会保険労務士			講師●社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 **13:20**受付 ▶ **13:40**開始 ▶ **16:00**終了予定

● 募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

● 対象者 3月…社会保険事務担当者の方 4月…新しく社会保険の事務担当になられた方

● 参加料 **会員事業所は無料** (但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号	宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『入社・退職時の手続き』	『新任担当者のための適用実務』
	(鳥栖・佐賀・武雄・唐津)会場 令和4年 月 日()	(佐賀・唐津・武雄・鳥栖)会場 令和4年 月 日()
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号() - _____	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

健康保険と年金に関する主な書類の提出先

協会けんぽ

健康保険の給付や健康保険証の発行・再交付、任意継続、健診等に関する手続き

- 健康保険給付に関すること
 - ・療養費支給申請書
 - ・**高額療養費**支給申請書
 - ・**限度額適用認定**申請書
 - ・**傷病手当金**支給申請書
 - ・**出産手当金**支給申請書
 - ・**出産育児一時金**支給申請書
 - ・埋葬料支給申請書
 - ・第三者等の行為による傷病(事故)届 等
- 健康保険証の発行・再交付に関すること
 - ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等
 - ※資格取得時の健康保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。
- 健康保険の任意継続に関すること
 - ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- 健診に関すること
 - ・生活習慣病予防健診申込書
 - ・特定健康診査受診券申請書 等

日本年金機構

健康保険・厚生年金への加入や事業所の保険料の納付等に関する手続き

- 事業所に関すること
 - ・新規適用届
 - ・適用事業所所在地・名称変更(訂正)届 等
- 被保険者の採用・退職に関すること
 - ・被保険者**資格取得届**
 - ・被保険者**資格喪失届** 等
- 被扶養者の認定・解除に関すること
 - ・健康保険**被扶養者(異動)届** 等
- 被保険者の氏名・住所等の変更に関すること
 - ・被保険者氏名変更(訂正)届
 - ・被保険者**住所変更届** 等
- 被保険者の給与・賞与に関すること
 - ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
 - ・被保険者報酬月額変更届
 - ・被保険者賞与支払届 等
- 被保険者の育児休業取得等に関すること
 - ・育児休業取得者申出書
 - ・産前産後休業取得者申出書 等

協会けんぽ

※日本年金機構の事務処理後に、協会けんぽが被保険者証を発行・送付します(協会への申請書提出はありません)

- ・生活習慣病予防健診申込書 等
- ・特定健康診査受診券申請書 等

- ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等

- ・療養費支給申請書
- ・**高額療養費**支給申請書
- ・**限度額適用認定**申請書
- ・**傷病手当金**支給申請書
- ・第三者等の行為による傷病(事故)届 等

- ・**出産手当金**支給申請書
- ・**出産育児一時金**支給申請書 等

- ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- ・埋葬料支給申請書 等

事業所に関すること

採用

健診

変更・訂正

給与・賞与

病気・けが

出産

育児休業

退職・死亡

日本年金機構

- ・新規適用届
- ・適用事業所所在地・名称変更(訂正)届 等

- ・被保険者**資格取得届**
- ・健康保険**被扶養者(異動)届** 等

- ・被保険者氏名変更(訂正)届
- ・被保険者**住所変更届** 等

- ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者賞与支払届 等

- ・産前産後休業取得者申出書 等

- ・育児休業取得者申出書 等

- ・被保険者**資格喪失届** 等

【提出・問合せ先】

全国健康保険協会(協会けんぽ)佐賀支部
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル 2F
TEL 0952-27-0611

提出先 日本年金機構 福岡広域事務センター
〒812-8579 (福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル)
※住所省略可。宛先と郵便番号のみで届きます。

問い合わせ先 佐賀年金事務所 0952-31-4191
唐津年金事務所 0955-72-5161
武雄年金事務所 0954-23-0121

令和4年4月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	5 鹿島市役所 (予約)	6 多久市役所 (予約)	7	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談日 (予約)
10	11 年金事務所 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 (予約)	14	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 年金事務所 延長相談 19時まで	19 鹿島市役所 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21	22 伊万里市役所 (予約)	23
24	25 年金事務所 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27	28	29	30

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第2水曜日 10:00～15:00	
有田町役場		

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先
「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。
そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。
つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届書を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

送付先 日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

住所 〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください
届出は **FAX.0952-26-3377** か **郵送** でお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号	電話番号
事業所名	ご担当者名

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名	
所在地	
電話番号	